

讀五經正義札記（三）

- 1 人名を見分けることの難きこと
- 2 佚書の引用範囲を見分けることの難きこと（以上8集）
- 3 書名を見分けることの難きこと
- 4 阮刻の嘉慶本と道光重刊本（以上9集）
- 5 正義の釈音例（以上本集）
- 6 正義の『史記』評価（以下次集）

5 正義の釈音例

通例、經学史を漢唐訓詁の学、宋明性理の学、清朝考証の学に三分してあり、周知のように「五經正義」は漢唐訓詁の学の集大成に位置する。そして清朝考証学は、宋明学を排して漢代の学間に帰することを標榜したことから「漢学」とも呼ばれたが、もちろん漢唐訓詁の学とはその実質が大いに異なる。とりわけ古代音韻学の知見

の有無が、その一つであろう。明の陳第に始まる古韻の発見以後の認識を「五經正義」に求めるのは明らかに不当ではあるが、「五經正義」自体の漢字「音」に対する関心が極めて薄いこともまた、明らかなる事実である。

「形・音・義」の三要素が有って、字書の歴史は「義」書である『爾雅』が先ず作られ、ついで「形」書である『說文解字』、そして「音」書の作成は最も後れた。そして「五經正義」はあたかもこの字書の歴史のうちの第三段階までには及んでいないかのようなのである。次頁に掲げる表は、拙著『五經正義の研究―その成立と展開―』（研文出版 一九九八年）所収の「九經疏引書目表」から、小学書の項目を抜粋したものである。「九經疏」が引用した小学の書物のうち、純然たる「音」書は晋・呂靖『韻集』のみであり、また反切を表記した梁・顧野王『玉篇』の引用が絶無に近いことから、そのことが分かるであろう。

一方、「九經疏」の基となった義疏が作られた六朝時代は、同時に「音」書が作られ始めた時期でもあった。

九經疏所引「小学書」表

爾雅	7																		易
說文解字	2																		書
字書	40																		詩
字林	1																		記
蒼頡篇	1																		左
蒼頡解詁	1																		周
三蒼	2																		儀
埤蒼	1																		公
小爾雅	5																		穀
急就篇	2																		
勸學篇	1																		
韻集	10																		
釋名	12																		
廣雅	10																		
通俗文	2																		
纂要	9																		
玉篇	3																		
方言	11																		
	4																		
	29																		
	7																		
	1																		

すなわち陳代末に作成された陸德明『經典釋文』は、經書の「音」

研究の集大成である。また隋代に編纂された陸法言『切韻』も、「音」書の歴史では重要な位置を占める文献である。そのような状況の中で生まれた「九經疏」が漢字「音」への関心に乏しいという事実をどのように理解すべきであろうか。「九經疏」は名物訓詁の書として「音」書にその役割を任せただけであろうか。

ところが「九經疏」中にも、実はわずかながら漢字「音」について言及した箇所が存在する。したがって、わずかではあるが、否、わずかであるが故に、検討すべき問題であろう。ただ筆者はまことに遺憾ながら音韻学の素養に乏しく、これら「九經疏」の積音例の意義・価値・位置等を説明する能力に欠けている。そこで本節では、以下「九經疏」の積音例を紹介して資料を提供することにより、読者諸賢のご教示を願う次第である。

なお、引用文は阮本の体裁にほぼ従い、『經典釋文』を注文の後の○印以下に附している。ただし『周易正義』は完全な意味での「附積音本」ではないので、全卷末に附された「釋文」を抜粋し、他の「附積音本」の形式に合わせて挿入した。また反切の表記法は、小字双行が本来の形式であるが、本稿では傍線を施すことで代用している。引用の正義の文章は阮元校勘記等によって改めた箇所も有るが、これについてはいちいち言及しない。参考として『玉篇』（澤存堂本）と『廣韻』（藝文印書館影印の周祖謨校正澤存堂本）を引用する場合がある。

先ずは『春秋左傳正義』の三例から紹介したい。

①春秋左傳正義卷八・莊公四年

【傳】王遂行、卒於楸木之下。

【注】楸木木名。○楸朗蕩反。又莫昆反。又武元反。

【疏】注楸木木名○正義曰、此字之音、或爲曼、或爲朗。若以蕭爲聲、當作曼。以兩爲聲、當作朗。字體難定、故兩爲之音。杜直云「木名」、不知木何所似。木有似楸者、俗呼爲朗楸、蓋爲朗也。

この字の発音は、「曼」^{まん}、あるいは「朗」^{ろう}。もし「蕭」^まを声符とするなら「曼」、「兩」^{りょう}を声符とするなら「朗」とすべきである。字体が定め難いので、ふたつの音を示す。

杜預はただ「木名」というばかりなので、その木が何に似ているのかは分からない。楸に似た木があつて、民間で朗楸と呼んでいるところからすると、たぶん「朗」であらう。(88-09b)

この例では、「楸」字に「曼」「朗」二つの音が有ることを述べたうえで、どちらか一方には決めかねるとしたのち、最終的には後者を妥当だと見なしている。ちなみに『釋文』では三音を示しており、また『玉篇』では「楸、武官・莫昆二切。木名。左傳又音朗」とあり、『廣韻』「上平元第二十二」では「楸、松心。又木名也。武元切。又莫昆切」とある。

さて右の①の例では、同音の他の文字で音を示したものであり、このような積音法は、漢代以来の「注」釈書に見られる方法である。したがって、本節ではこのような例は挙げない。以下の②に取り挙げるのは、六朝時代に考案された「反切法」を用いて正義が音を表記している例である。もつともその際、正義中に『經典釋文』や後人の注記等の反切が紛れ込んだ可能性も、常に考慮に入れなければ

ならない。

②春秋正義卷十七・僖公三十年

【傳】冬、王使周公閱來聘。饗有昌歌白黑形鹽。

【注】昌歌昌蒲菹。白熬稻。黑熬黍。形鹽鹽形象虎。○閱音悅。歌在感反。菹莊居反。熬稻五刀反。

【疏】注昌歌至象虎○正義曰、「昌歌」饗之所設、必是籩豆之實。周禮醢人「朝事之豆、其實有昌本麋麇」。鄭玄云「昌本昌蒲根。切之四寸爲菹」。彼昌本可以爲菹、知此「昌歌」即是昌蒲菹也。齊有郚歌、魯有公甫歌。其音爲觸。說文云「歌盛氣怒也。從欠蜀聲」。此昌歌之音、相傳爲在感反。不知其字與彼爲同爲異。徧檢書傳、昌蒲之草、無此別名。未知其所由也。(17-06a)

この例で正義は、「この昌歌の歌の音は、これまで在感の反だと伝承されてきているが、その字が『說文』の字と同じであるのか異なるのかは分からない」と述べているから、その反切の説明は『釋文』と一致するけれども、明らかに『釋文』の窺入ではない。

ちなみに『玉篇』では「歌、尺燭切。怒氣也」とあり、『廣韻』「上声感第四十八」では「歌、昌蒲菹。徂感切」、「入声燭第三」では「歌、尺玉切。怒氣、又人名。齊宣王時有高士顔歌。或作觸」とある。

また次の③の例は、「四声」によって字音を示し、文字の解釈をしたものである。そして「四声」もまた六朝時代に考案された表音法であった。

③春秋左傳正義卷九・莊公十八年

【傳】王命諸侯、名位不同、禮亦異數、不以禮假人。

【注】侯而與公同賜、是借人禮。○借子夜反。

【疏】注侯而至人禮○正義曰、號君不知何爵。稱公謂爲三公也。周禮王之三公八命、侯伯七命、是其「名位不同」也。其禮各以命數爲節、是「禮亦異數」也。今「侯而與公同賜、是借人禮」也。

假・借同義。取者假爲上聲、借爲入聲。與者假・借皆爲去聲。

號君が何の爵位であるかは分からない。「公」と称するのは三公だということ。《周禮(典命)》では王の三公は八命、侯伯は七命である。つまり「名位同じからず」である。その礼は各々命数を節目とする。つまり「礼も亦た数を異にする」のである。今「侯にして公と賜を同じくするは、是れ人に礼を借す」ことである。

「假」・「借」は同義。取る「かすの意味」場合は、「假」は上声、「借」は入声、与える「かすの意味」場合は、「假」・「借」ともに去声である。(09-15b)

「かす」と「かりる」とを、同じ「假」・「借」字を用いながら、声調によって区別したことの指摘である。ちなみに『廣韻』の「上声馬第三十五」では「假、古疋切。且也。借也。非眞也。……」、「去声禡第四十」では「假、古訝切。借也。至也。易也。休假也。又古雅切」、「借、之夜切。假借。又將昔切」、また「入声昔第二十二」では「借、資賜切。假借也。又資夜切」とある。

以上『春秋正義』から②の「反切法」を用いた積音例、③の「四声」によって声調を示した例を紹介した。以下、「九經疏」中から、このような例を挙げることにする。反切・四声の順である。

④周易正義卷四・咸

【經】象曰、咸其輔頰舌、頰口頰也。

【注】輔頰舌者、所以爲語之具也。咸其輔頰舌、則頰口頰也。憧憧往來、猶未光大。況在頰口薄可知也。○膝徒登反。達也。九家作乘。虞作膝。鄭云送也。

【疏】正義曰、「膝口頰也」者、舊說字作「膝」徒登反。膝競與也。所競者口頰復心實、故云「膝口頰也」。鄭玄又作膝、膝送也。咸道極薄、徒送口舌、言語相感而已。不復有志於其間。王注義得兩通。未知誰同其旨也。(04-03b・04a)

この例では、正義の反切が『釋文』と一致することもあり、竄入の可能性を残す。

⑤周易正義卷四・晉

【經】象曰、明出地上晉。君子以自昭明德。

【注】以順著明自顯之道。

【疏】象曰至以昭明德○正義曰、……案王注此云「以順著明自顯之道」、又此卦與明夷正反。明夷象云「君子以莅衆、用晦而明」。王注彼云「莅衆顯明蔽僞、百姓藏明於内、乃得明也」。準此二

注、明王之注意、以此爲自顯明德。昭字宜爲「昭」之遙反。周氏等爲「照」之召反、非注旨也。(04-11b・12a)

この例では、この部分に該当する『釋文』は無いから、少なくとも『釋文』の竄入ではない。ただ後世の注記の誤入の可能性も有るだろう。

⑥周易正義卷四・解

【經】坎下震上、解、利西南。

【注】西南衆也。解難濟險、利施於衆。亦不因于東北、故不言不利東北也。○解音蟹。序卦云緩也。震宮二世卦。解之爲義音蟹。下以解來復同。

【疏】正義曰、解者卦名也。然解有兩音。一音古買反。一音胡賣反。解謂解難之初。解謂既解之後。彖稱「動而免乎險」、明非救難之時。故先儒皆讀爲解。(04-23b)

この例では、明らかに正義の本文で反切を用いているし、『釋文』の表現とも異なる。ちなみに『玉篇』では「解、諧買、居買二切。緩也。釋也。說也。散也。又諧懈切。接巾也。又古隘切。署也」とあり、『廣韻』「上声駭第十三」に「解、胡買切。曉也。……又佳買切、古買二切」とある。いずれも二種類以上の発音の有ることが指摘されている。

⑦周易正義卷五・井

【經】上九、井收勿幕、有孚元吉。

【注】處井上極、水已出井。井功大成、在此爻矣。故曰井收也。羣下仰之以濟、淵泉由之以通者也。幕猶覆也。不擅其有、不私其利、則物歸之、往无窮矣。故曰勿幕、有孚元吉也。○井收徐詒救反。又如字。馬云汲也。陸云井幹也。荀作整。

【疏】正義曰、「收」式胃反。凡物可收成者、則謂之收。如五穀之有收也。上六處井之極、水已出井、井功大成者也。故曰「井收」也。(05-17a)

⑧尚書正義卷五・益稷

【經】予乘四載、隨山刊木。

【傳】所載者四、謂水乘舟、陸乘車、泥乘輶、山乘橐。隨行九州之山林刊、槎其木、開通道路、以治水也。○乘音繩。刊苦安反。輶丑倫反。漢書作輶。如淳音總。以板置泥上。服虔云、木橐形如木箕、擿行泥上。尸子云、澤行乘總。總音子絕反。橐力追反。史記作輶。徐音丘遙反。漢書作橐。九足反。行下孟反。槎士雅反。下同。說文云表斫。又莊下反。

【疏】傳所載至治水○正義曰、史記河渠書云「夏書曰、禹湮洪水十三年、三過家不入門。陸行載車、水行載舟、泥行蹈橐音總、山行即橐丘遙反」。徐廣曰「橐一作輦凡玉反。輦直輦車也。尸子云、山行乘橐、泥行乘總子絕反」。漢書溝洫志云「泥行乘橐、山行則橐居足反」。橐形如箕、擿行泥上。如淳云「橐謂以板置泥上以通行路也。慎子云、爲橐者患塗之泥也」。應劭云「橐或作橐。爲人所牽引也」。如淳云「橐謂以鐵如錐頭長半寸、施之

履下。以上山不蹉跌也」。韋昭云「桐木器也。如今鞞牀、人鞞以行也」。此經惟言「四載」、傳言「所載者四」、同彼史記之說。古書尸子・慎子之徒有此言也。(05-026)

この例は『史記』とその注、そして『漢書』とその注を引用した箇所には施された反切なので、参考までに、劉宋・裴駰『史記集解』と唐・司馬貞『史記索隱』、ついで唐・顏師古『漢書注』の二条を挙げておこう。

「集解」徐廣曰「橋、近遙反。一作權。權直轅車也、音己足反。尸子曰『山行乘櫟』。音力追反。又曰『行塗以楯、行險以楬、行沙以軌』。又曰『乘風車』。音去番反。」

「索隱」毳字亦作「櫟」、同音昌芮反。注以楬、子芮反、又子絕反、與絕音同

・孟康曰「毳形如箕、擿行泥上」。如淳曰「毳音茅絕之絕。謂以板置泥上以通行路也」。師古曰「孟說是也。毳讀如本字」。

・如淳曰「桐謂以鐵如錐頭、長半寸、施之履下、以上山、不蹉跌也」。

韋昭曰「桐木器、如今輿牀、人舉以行也」。師古曰「如說是也。桐音居足反。」

徐廣の積音の表記が、正義所引と『集解』所引とでは異なるのが注目される。

⑨尚書正義卷六・禹貢

【經】北過降水、至于大陸。

【傳】降水水名。入河。大陸澤名。○降如字。鄭戶江反。

【疏】傳降水至澤名○正義曰、地理志云「降水在信都縣」。案班固漢書以襄國爲信都、在大陸之内。或降水發源在此、下尾至今之信都。故得先過降水乃至大陸。若其不爾、則降水不可知也。鄭以「降」讀爲「降」下江反。「聲轉爲共。河内共縣、洪水出焉。東至魏郡黎陽縣入河。北近降水也。周時國於此地者、惡言降水、改謂之共」。此鄭魯臆、不可從也。(06-25b)

地理志に、「降水は信都県にある」と見えるが、班固の漢書では、襄國を信都とするのであるから、大陸よりも南に位置する。あるいは降水は源をここから発して、しつぽが現在の信都に達するのかも知れぬ。そこでさきに「降水を過ぎて」から、「大陸に至る」ことが可能になるであろう。そうでもない、降水はわからなくなる。鄭玄は「降」を降下江反と読み、「音が変化して共となる。河内郡の共県は、洪水が発し、東流して魏郡黎陽県に至って黄河に注ぐ。これが降水らしい。周代にこの土地に国をたてたものが、降参の川というのをきらつて、共と改称したのだ」とするが、これは鄭の臆説で、従いかねる。(吉川幸次郎訳 全集本第八卷 四三〇頁)

この例も⑧と同様、鄭玄の積音の表記が、正義所引と『釋文』所引とでは異なる。ちなみに吉川訳の脚注には、「下江反は降の字の発音を示し、所謂「反切」という記音である。下江反に読めば、降は降服の意味になる。」とある。

⑩毛詩正義卷二之一・燕燕

【經】燕燕于飛、差池其羽。

【毛傳】燕燕於飛、差池其羽。燕之于飛、必差池其羽。

【箋云】差池其羽、謂張舒其尾翼。興戴嬭將歸、顧視其衣服。○差

楚佳反。又楚宜反。池如字。訖音乙。本又作乙。郭鳥拔反。

【疏】傳燕燕訖○正義曰、釋鳥「崙周燕燕訖」。孫炎曰「別三名」。

舍人曰「崙周名燕燕、又名訖」。郭璞曰「一名玄鳥。齊人呼訖」。

此燕燕即今之燕也。古人重言之。漢書「童謠云燕燕尾涎涎」是

也。「訖」「乙」字異音義同。郭氏一音鳥拔反。(02-1-12b)

ここにいう「郭氏」とはもちろん『爾雅注』の作者郭璞であるが、この釈音は『爾雅注』には見えない。これは彼の別の著作『爾雅音』(『隋志』『釋文被録』)からの引用である。あるいは『釋文』の竄入であろうか。

⑪毛詩正義卷八之一・七月

【小序】七月陳王業也。周公遭變、故陳后稷先公風化之所由、致王

業之艱難也。

【箋】周公遭變者、管蔡流言、辟居東都。○王業于況反。又如字。下同。

【疏】箋周公至東都○正義曰、「變」者改常之名。周公欲攝、管蔡

毀之、是於攝事變改也。金縢云「管叔及其羣弟流言於國曰、……

……、是其避流言居東都也。「流」謂水流造作虛語、使人傳之、

如水之流然。故謂之流言。彼注云「……」。是說避居之意也。

周公避居東都、史傳更無其事。古者「避」・「辟」扶亦反・「譬」

・「僻」、皆同作辟字、而借聲爲義。鄭讀辟爲避、故爲此說。

案鷓鴣之傳言「寧亡二子」、則毛無避居之義。故毛讀辟爲僻。

(08-1-07b)

ちなみに『玉篇』には「辟、婢亦切。法也。理也。歷也。又卑益

切。君也」、「廣韻」[入声昔第二十二]に「辟、房益切。便辟、又

法也。……」「僻、爾雅、皇・王・后・辟、君也。亦除也。……必

益切」とある。

⑫毛詩正義卷十二之二・十月之交

【經】百川沸騰、山冢峗崩、【毛傳】沸出、騰乘也。山頂曰冢。

【箋云】峗者崔嵬。百川沸出相乘陵者、由貴小人也。山頂崔嵬者、

崩君道壞也。○沸甫味反。峗舊子恤反。徐子綏反。宜依爾雅音。

徂恤反。本亦作卒。頂丁冷反。崔徂回反。爾雅作屨。才規反。嵬

五回反。爾雅作屨。五規反。

【疏】傳山頂曰冢至箋乘陵○正義曰、釋山云「山頂冢」。孫炎曰「謂

山巔也」。又云「峗者屨子規反屨語規反」。郭璞曰「謂山峗頭

嶮岩者」。意或作嵯峨。此經作峗、箋作崔嵬者、雖字則爾雅小

異、義實同也。徐邈以峗子恤反、則當訓爲盡。於時雖大變異、

不應天下山頂盡皆崩也。故鄭依爾雅爲說。「百川沸出相乘陵」

者、謂衆陰盛也。(12-2-06a)

これは『爾雅』とその注の引用文中の釈音である。釋山「峗者屨」の郭璞注には「謂山峗頭嶮巖」とあり、その『釋文』は「峗

恤反。屣子規切。屣音危である。また『玉篇』に「崒、才律切。峯頭巖岳也」「屣、是規切。屣屣也。屣、牛奇切。屣屣也」とあり、『廣韻』「入声術第六」に「崒、山高。慈郵切」、「上平支第五」に「屣、屣屣、山巔狀。姊規切」「屣、魚爲切。屣屣」とある。

⑬毛詩正義卷十八之二・雲漢

【經】旱既太甚、滌滌山川、旱魃爲虐、如悒如焚、我心憚暑、憂心如薰、【毛傳】滌滌旱氣也。山無木、川無水。魃旱神也。悒燎之也。憚勞、熏灼也。

【箋云】憚猶畏也。旱既害於山川矣。其氣生魃、而害益甚。草木焦枯、如見焚燎然。王心又畏難此熱氣、如灼爛於火。言熱氣至極。

○滌徒歷反。魃蒲末反。悒音談。說文云炎燎也。徐音炎。焚本又作焚、同。扶云反。憚毛丁佐反。韓詩云苦也。鄭徒旦反。熏本又作燠。許云反。燎力皎反。又力照反。焦子消反。難乃旦反。

【疏】箋憚猶至至極○正義曰、箋以暑熱人之所畏、故讀爲憚徒旦反。「憚猶畏也」。此與上章同。言旱事而先輕後重、使稍稍益甚、故至於此章、言害及山川、又生魃鬼爲加增於前、故箋言而害益甚。(182-196)

⑭春秋正義卷一・序

【序】故史之所記、必表年以首事。年有四時、故錯舉以爲所記之名也。【疏】故史至名也○……漢書律曆志曰「春蠶也。物蠶生也。夏假也。

物假大也。秋雜即由反也。物雜斂也。冬終也。物終藏之也」。是解四時異名之義也。(01-05a)

これは『漢書』律曆志を引用した文章中に見える反切である。『漢書』では「雜」字を「雜」字に作り、その顔師古注に「雜音子由反」という。正義の反切は顔師古以前の『漢書』注を用いたものであるうか。

⑮春秋正義卷十五・僖公二十二年

【傳】先王之明德、猶無不難也、無不懼也。況我小國乎。君其無謂邾小、蠶蠶有毒。

【疏】蠶蠶有毒○正義曰、說文云「蠶飛蟲螫人者也」「蠶毒蟲也」。

方言云「燕趙謂蠶爲蠶螭。其小者謂之蠶螭」。通俗文云、蠶長尾謂之蠶螭。毒傷人曰蛆張列反。字或作蠶。(1503a)

ここに引かれた『通俗文』は佚書であり、その引用はどこまでであるうか。前稿2節に該当することでもあるが、それと関連するのが作者の問題である。一応『隋志』に「通俗文一卷服虔撰」として著録されているから、作者が服虔であることになんの問題も無いかのようではある。しかし『顔氏家訓』書證篇にすでにそのことが疑問視されており、その際、後漢時代の服虔の著作に「反切法」が見えることを如何に解するか、が重要なポイントの一つになっているのである。(①)

近刊の段書偉『通俗文輯校』(中州古籍出版社・中州文獻叢書一九三)では、「《玄應音義》、《慧琳音義》皆無「張列反、字或作蠶」句。疑非《通俗文》原文所有」と結論づけている。したがって反切以下を

正義の文章と見なしているようである。

ちなみに『玉篇』には「蛆、奴曷切。痛也。蠹也」、また『廣韻』
「入声曷第十二」には「蛆、奴曷切。蠹螿」と見える。

⑮春秋正義卷四十八・昭公十九年

【傳】及老、託於紀鄣。紡焉、以度而去之。

【注】因紡纒連所紡、以度城而藏之、以待外攻者。欲以報讎。○紡
芳往反。度待洛反。注同。去起呂反。裴松之注魏志云「古人謂藏
爲去」。案今關中猶有此音。纒力吳反。麻纒也。

【疏】及老至去之○正義曰、「紡」謂紡麻作纒也。此婦人以麻纒度
城高下、令長與城等、而去藏之。「去」即藏也。字書「去」作

「弄」羌苗反、謂掌物也。今關西仍呼爲弄。東人輒言爲去、音
莠。(48-23a)

『廣韻』「上声語第八」には「弄、藏也。音莠」と見える。

⑯春秋正義卷五十・昭公二十一年

【傳】小者不窕。【注】窕細不滿。○窕他彫反。

【傳】大者不櫛。【注】櫛橫大不入。○櫛戶化反。

【疏】小者至不櫛○正義曰、言小不至窕、則「窕」是細之意也。大
不至櫛、則「櫛」是大之義也。說文云「窕深肆極也」。由細故
能極於深、是窕爲「細不滿」。謂不能充滿心也。「櫛」聲近橫、
故爲「橫大」。心所不容、故不入心也。下「窕則不咸」。咸如

字。本或作感。戶暗反。(50-02b)

【傳】……【注】……

【傳】窕則不咸【注】不充滿入心○咸如字。本或作感。戶暗反。

『阮元校勘記』に「戸暗反 宋本此三字側注」というが、「正宗
寺本」では小字双行で表記されている。これは下の伝文の『釋文』
が竄入した疑いが有る。

⑰周禮疏卷三十九・輪人

【經】直以指牙、牙得則無槩而固。

【注】得謂偃句槩內相應也。鄭司農云、槩櫟也。蜀人言櫟曰槩。玄
謂槩讀如涅。從木熱省聲○槩魚列反。依注音涅、乃結反。李一音
素結反。偃句音據。內如稅反。櫟素結反。

【疏】注得謂至省聲○釋曰、云「得謂偃句槩內相應也」者、以輻直
者爲偃、以牙曲者爲句。輻牙雖有偃句、至於槩內必正。正則爲
得。得則若無槩而牢固也。先鄭讀槩爲危槩之槩。故更轉從櫟也。

後鄭讀槩、即是槩蘇結切。云「槩讀如涅」、謂涅物於孔中之涅。
又解槩字、以其用木爲槩、故從木也。云「熱省聲」者、熱者去
下火、取上與熱爲聲、可謂上聲下形、故云「省聲」也。(39-18a)

『廣韻』「入声屑第十六」には「槩、五結切。危槩」とある。

⑱周禮疏卷四十一・梓人

【經】凡攬網援箠之類、必深其爪、出其目、作其鱗之而。

【注】謂筍虞之獸也。深猶藏也。作猶起也。之而頰頰也。○攬俱縛

反。舊居碧反。李又九夫反。靨色界反。劉色例反。援音袁。簪音筮。頰頰、許慎口忽反。云秃也。劉九本反。李又其懇反。一音苦絞反。又音澱。

【疏】注筍虞至頰也○釋曰、此說鍾虞。云「之獸」、不言筍。鄭言筍者筍虞相將之物、故連言之耳。云「鱗之而頰頰也」者、舊讀頰字以沽罪反。謂起其頰頰。劉炫以爲「於義無所取。當爲頰頰音盡讀之、於義爲允也」。(41-16a)

この「沽罪反」は『釋文』並びに『廣韻』「上声混第二十一」の「頰、苦本切。秃頭。又口没切」とも異なる表音である。

②①公羊疏卷四・桓公二年

【傳】若楚王之妻媼、無時焉可也。

【注】媼妹也。引此爲喻者、明其終不可名有也。經不正者、從可知省文也。○媼音胃。妹也。

【疏】若楚至可也○解云、「媼」音于貴反。以妹爲妻、終無可時、似若器從今主之名、地取便爲己有、亦無可時、故言此也。本更散亡、難可推據、未知此君名號云何。(04-07b)

②②公羊疏卷十三・文公二年

【傳】丁丑作僖公主。作僖公主者何、爲僖公作主也。

【注】爲僖公廟作主也。主狀正方、穿中央、達四方。天子長尺三寸。諸侯長一尺。○爲僖公廟于僞反。下蓋爲以爲、下欲爲、同。

【疏】作僖公主者何○解云、欲言是禮、書而譏之、欲言非禮。禮有作主之事、故執不知問。

○爲僖公作主也○解云、爲于僞反。(13-07a)

右の②①は注記の誤入、②②は『釋文』が竄入した疑いがある。

②③公羊疏卷十九・襄公十年

【傳】夏五月甲午、遂滅偃陽。○偃音福。又彼力反。

【疏】遂滅偃陽○解云、左氏經作「偃」字、音夫目反。一音逼近之逼。而南州人云「道仍有偃陽之類、如逼近之逼矣」。(19-15a)

この例は、疏文が反切を用いたうえで、別の音を示したものがあって『釋文』の竄入ではない。

②④公羊疏卷二十四・昭公二十五年

【傳】敢致糗于從者。

【注】糗糗也。謙不敢斥魯侯、故言從者。○于從才用反。注及下皆同。糗音備。

【疏】注糗糗也○解云、言「糗糗」若今之糗米也。○糗妹紹反。又羌九反。糗平秘反。(24-09a)

『阮元校勘記』の「若今之糗米也○」の条には、「諸本同。按此○當刪。下載糗糗字音切、亦義疏之言、非釋文也。浦鏜云、已見釋文、當衍者非。此與釋文不同」とあって、これが『釋文』の竄入ではないことに注意を促している。

②④ 公羊疏卷二十八・哀公十四年

【傳】則未知其爲是與、其諸君子樂道堯舜之道與。

【注】作傳者謙、不敢斥夫子所爲作意也。堯舜當古、歷象日月星辰、百獸率舞、鳳皇來儀。春秋亦以王次春、上法天文、四時具、然後爲年。以敬授民時、崇德致麟、乃得稱太平。道同者相稱、德合者相友。故曰樂道堯舜之道。○其爲于僞反。注所爲同。是與音餘。下及注同。

【疏】則未至是與○解云、爲音于僞反。公羊子謙不敢斥言孔子作春秋。故依違云、則未知其爲此春秋可以撥亂世而作之與。(08-14b)

○

以上の④から②④までで、正義の「反切法」を用いた釈字の例を紹介した。以下の②から②④までは、正義が「四声」によつて釈字した例である。「反切法」の表記が、『釋文』その他の竄入の疑いがあるものを含むのに対し、「四声」による釈字は正義の文章そのものである。

②⑤ 周易正義卷三・觀

【經】六二、闕觀、利女貞。

【注】處在於內、無所鑒見。體性柔弱、從順而已。猶有應焉、不爲全蒙、所見者狹、故曰闕觀。居觀得位、柔順寡見。故曰利女貞、婦人之道也。處大觀之時、居中得位、不能大觀廣鑒、闕觀而已。誠可醜也。

【疏】注處在於內至誠可醜也○正義曰、「猶有應焉、不爲全蒙」者、

六二以柔弱在內、猶有九五剛陽、與之爲應、則爲有闕竊、不爲全蒙。童蒙如初六也。故能闕而外觀。此「童觀」「闕觀」皆讀爲去聲也。(03-09b)

②⑥ 周易正義卷五・井

【傳】彖曰、巽乎水而上水井。【注】音舉上之上。

【疏】注音舉上之上○正義曰、嫌讀爲去聲、故音之也。(05-15a)

②⑦ 春秋左傳正義卷四十五・昭公十一年

【傳】是以無拯不可沒振

【注】金木水火土、五者爲物用久、則必有敝盡、盡則弃捐。故言無拯。拯猶救助也。不可沒振、猶沒不可復振。○亟欺冀反。數也。咎其又反。下同。祚本又作酢。在路反。拯拯濟之拯。注同。振之慎反。捐以專反。救本亦作球。音救。不可復振扶又反。本或作沒振。

【疏】正義曰、拯音丞之上聲也。方言云「出溺爲拯」。拯是救助之義。天之用楚、如人用五材。力盡而敝、敝則棄之。是以無救助之者。拯是救溺之名、遂以救溺爲喻也。不可沈沒之後復振救之。振亦救也。言楚如沒水不可救也。(15-18b)

②⑧ 春秋左傳正義卷四十七・昭公十六年

【傳】毋或句奪。爾有利市寶賄、我勿與知。……

【注】藝法也○毋音無。下同。句古害反。又姑未反。乞也。賄呼罪反。或作貨。與音預。……

【疏】毋或句奪○正義曰、六年傳稱「楚公子棄疾之過鄭也、不強句」、則句是乞也。乞則可也。唯不得強耳。此言「毋或句奪」、亦謂不得強句乞奪取也。乞之與乞一字也。取則入聲、與則去聲也。此句亦有取與。此傳言句謂取也。詔書稱「租調句民」謂與民。

(47-19b)

⑳ 周禮注疏卷十五・遂人

【傳】大喪、帥六遂之役而致之、掌其政令。及葬帥而屬六綽、及窆陳役。

【注】致役致於司徒給墓上事及窆也。……禮記謂之封、春秋謂之壙。皆葬下棺也。聲相似。○屬音燭。綽音弗。窆劉昌綰反。穿也。本作窆。……朝直遙反。之封彼驗反。或如字。壙補鄂反。

【疏】注致役至相似○釋曰、……云「禮記謂之封」者、據檀弓云「庶人縣棺而封」及喪大記「下棺亦云封」是也。春秋謂之壙者、左氏葬鄭簡公、有司墓之室當道毀之、則朝而壙是也。窆・壙・封三者、字雖不同、皆是下棺也。云「聲相似」者、窆・封・壙皆以去聲言之。故云「聲相似」也。(15-19b)

㉑ 儀禮注疏卷二十八・喪服

【疏】喪服第十一○案鄭目錄云……○釋曰、……春秋左氏傳、魯昭公出居乾侯、齊侯唁公於野井。公曰喪人其何稱。是喪棄亡之辭。棄於此存於彼、是孝子不忍言父母精神盡漸、雖棄於此、猶存於彼。以此鄭義言之、其喪字去聲讀之。人或以平聲讀之者、雖不與同、義亦通也。(28-02b)

注

① 近時発表された清水凱夫氏『隋書』經籍志の位相と改訂復元法(日本中國學會報第五十一集 一九九)は、『隋志』そのものを検討した論考であるが、『通俗文』の問題についても、かなり詳細に論じておられる。

ただし『春秋正義』の場合は不明であるが、『毛詩正義』では『通俗文』を服虔の著述と見なしている。「大雅・行葦」(7204a)と「大雅・韓奕」(8145b)の二箇所の正義に「服虔通俗文曰」として明記しており、また『經典釋文』も同様。もっともこの二例に反切は見えない。